

佐賀県フードバンク活動団体（ＣＳＯ）物価高騰対応支援金交付要綱

（趣旨）

第1条 佐賀県フードバンク活動団体（ＣＳＯ）物価高騰対応支援金（以下、「県支援金」という。）の交付については、この要綱に定めるところにより行うものとする。

（事業の目的）

第2条 食品関連事業者等から未利用食品の寄付を受けて、こども食堂や生活困窮者等に無償で提供しているフードバンク活動を行っているCSOを支援することを通じて、食品ロス削減の推進及び物価高騰等の影響を受ける生活困窮者等への安定的な食支援を図る。

（交付対象者及び支給額等）

第3条 県支援金の交付対象となる者（以下、「交付対象者」という。）及び県支援金の交付金額は別表第1のとおりとする。

（県支援金の申請）

第4条 県支援金の交付に当たっては、様式第1号により申請を行うこととする。

（申請の受付開始日及び期限）

第5条 県支援金の申請受付開始日は令和7年4月1日とし、申請期限は令和7年6月30日とする。

（交付の条件）

第6条 申請者は、自己又は自社の役員等が次の各号のいずれにも該当する者であってはならない。

- （１） 暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）
- （２） 暴力団員（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第6号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）
- （３） 暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者
- （４） 自己、自社若しくは第三者の不正な利益を図る目的又は第三者に損害を与える目的をもって暴力団又は暴力団員を利用している者
- （５） 暴力団又は暴力団員に対して資金等を提供し、又は便宜を供与する等直接的又は積極的に暴力団の維持運営に協力し、又は関与している者
- （６） 暴力団又は暴力団員と社会的に非難されるべき関係を有している者
- （７） 暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれらを利用している者

2 申請者は、前項の（２）から（７）までに掲げる者が、その経営に実質的に関与している法人その他の団体又は個人であってはならない。

(交付の決定)

第7条 知事は、第4条の規定に基づく申請があった場合は、その内容を審査し、適当と認めたときは、速やかに県支援金の交付を決定するものとし、その決定の内容を、交付決定通知書により申請者に通知するとともに、県支援金を交付する。

(県支援金の交付の決定の取消し等)

第8条 知事は、申請者が第6条第1項各号に掲げるいずれかに該当するに至ったとき又は申請者が同条第2項に該当するに至ったときは、県支援金の交付の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

2 知事が第7条の規定による交付の決定を行った後、申請内容の不備又は過誤があり、知事が申請者に対して確認等を求めたにも関わらず申請書の補正が行われなかった等、申請者の責に帰すべき事由により交付ができないときは、当該申請が取り下げられたものとみなす。

(不当利得の返還)

第9条 知事は、県支援金の交付を受けた後に交付対象者に該当しないことが明らかとなった者、虚偽その他不正の手段により県支援金の交付を受けた者に対して、交付を行った県支援金の返還を求める。

(受給権の譲渡又は担保の禁止)

第10条 県支援金の交付を受ける権利は、譲り渡し、又は担保に供してはならない。

(検査等)

第11条 知事は、必要があると認めるときは、交付対象者に対して報告を求め、又は必要な検査を行うことができる。

2 交付対象者は、申請書類及び交付完了日の属する年度の活動に係る収入及び支出を明らかにした帳簿を整備し、交付完了の日の属する年度の翌年度から5年間保存しなければならない。

附 則

この要綱は、令和7年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

交付対象者	交付金額
次に掲げる（１）から（７）までの全ての要件を満たすフードバンク活動を行う CSO（※） （１）県内に事業所を有すること。 （２）申請日時点で活動が休止中でないこと。 （３）申請日時点で概ね 3 か月以上の継続した活動実績があること。 （４）申請日時点でフードバンク活動を主体として農林水産省へ届出を行っていること。（九州農政局ホームページにフードバンク活動団体として掲載されていること。） （５）農林水産省が定める「食品寄附ガイドライン～食品寄附の信頼性向上に向けて～」に基づき、提供食品受取後から譲渡するまで、適切に食品管理を行っていること。 （６）食品関連事業者等から未利用食品の寄付を受けるため、品質管理や責任の所在など、食品の提供等に関する合意書や契約書等を締結していること。 （７）令和 8 年 3 月末までの活動計画を有すること。	1 団体あたり 5 万円に、令和 6 年度における食品取扱量（受入量）1 トンにつき 1 万円を加算した金額 ※食品取扱量（受入量）は小数第 1 位切り上げ

（※）市町社会福祉協議会及び市町が運営する（委託する）事業所を除く。